

法律知識

No.64



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

以前、再婚する相手と息子との養子縁組をした方がよいか相談した者です。元夫からの養育費の支払いが滞っていたことやこれから生まれてくる子供と相続で差を付けたくなかったことなどから、夫と息子の養子縁組をしました。その後、夫の暴力などがあり、別居して離婚を考えています。これから、離婚に向けて話し合いをしていくつもりです。当然、夫と息子との関係も解消していきたいと考えています。注意点などはありますか。



A

連れ子で再婚し、連れ子と再婚相手とが養子縁組をした場合に、その相手と離婚したとしても、離縁の手続きをしなければ、子供と再婚相手との養親子関係は残ったままになります。親が離婚すれば、子供も離縁したことになると勘違いしている方もいますが、離婚と離縁は別であり、離婚だけでなく、離縁しなければ子供と再婚相手の養親子関係は残ったままとなることに注意してください。

次に、協議離縁の手続きについて説明します。養子が15歳未満の場合は、離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議で行うことになっています。15歳未満の者が養子縁組する場合と同様、親が本人に代わって、離縁の協議を行うこととなります。協議が整った場合、養親と法定代理人が署名して自治体に養子離縁届を提出すれば離縁が成立することになります。

旦那さんが離婚に納得していない場合、離縁の協議も難しいかもしれません。旦那さんの了解を得ずに離縁したい場合、裁判所の判決で離縁するという方法があります。裁判で離縁する場合、離縁事由があることが必要となりますが、連れ子を養子とし、夫婦間に婚姻を継続し難い重大な事由がある場合、そのことで、養親子間にも縁組を継続し難い重大な事由があるとされる傾向にあります。夫婦間で暴力などがあった場合、婚姻を継続し難い重大な事由があると認められる可能性が高く、離縁事由があると認められる可能性も高いといえます。

離縁が成立した場合の効果ですが、親族関係が終了し、養親の親権は無くなり、扶養関係、相続関係も無くなります。養子の場合は、離縁すれば、親子関係が一切無くなることとなります。実子には離縁のような制度はなく、実子と異なるところです。また、縁組によって変更された養子の氏も縁組前の氏に戻ることになります。

ここから下は広告です。

